

## 企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務名称

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

### 2 業務目的

毛呂山町が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度について、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、寄附見込企業という）へ働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

### 3 業務の概要

別紙仕様書のとおり

### 4 業務委託期間

委託契約締結日～令和6年3月31日（日）

### 5 委託料の算定方法

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、参考見積書に受託料率を示すこと。なお、受託率は20%以内とする。支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

### 6 参加資格

本プロポーザルへの応募者は、本町が求める業務を履行することができる以下に記載の参加資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 租税公課の滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本プロポーザル実施要領の公表の日から受託候補者の決定までの期間に、国・県・町において指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関りがないこと。
- (6) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。

## 7 実施スケジュール

| 日程                    | 実施項目        | 手段・場所      |
|-----------------------|-------------|------------|
| 令和5年4月17日（月）          | 実施要領等の公表    | ホームページ     |
| 令和5年4月21日（金）午後5時      | 質問書の提出期限    | 電子メール又はFAX |
| 令和5年4月28日（金）          | 質問への回答      | ホームページ     |
| 令和5年5月12日（金）午後5時      | 参加表明書等の提出期限 | 持参又は郵送     |
| 令和5年5月16日（火）～5月19日（金） | 書類審査        |            |
| 令和5年5月26日（金）          | 審査結果の通知     | 電子メール及び郵送  |
| 令和5年6月上旬              | 委託契約締結      |            |

※現時点での予定であり、都合により変更する場合がある。

## 8 公募の方法

令和5年4月17日（月）から令和5年5月12日（金）までの間、町ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

## 9 契約候補者選定にあたっての提出書類等

(1) 提出書類 「参加表明書（様式1）」（代表者印を押印すること。）

| No. | 書類名称  | 提出部数 |
|-----|---|------|
| 1   | 参加表明書（第1号様式）※代表者印を押印すること                          | 6部   |
| 2   | 会社概要書（第2号様式）                                      | 6部   |
| 3   | 関連業務実績調書（第3号様式）                                   | 6部   |
| 4   | 商法・法人登記簿謄本又は登記事項証明書<br>（発行後3か月以内のもの。）             | 1部   |
| 5   | 国税及び地方税の滞納がないことの証明書<br>又はその写し（提出期限から6か月以内のものに限る。） | 1部   |
| 6   | 提案書（※下記「提案書の作成方法」を参照）                             | 6部   |
| 7   | 参考見積書（第4号様式）                                      | 6部   |

## ■提案書の作成方法

### ①様式

提案書の様式は自由とする。表紙を含みA4版で20枚以内（両面印刷可）にまとめ製本すること（製本の体裁は自由とする。）。

### ②構成・内容

提案書は別添仕様書の内容を踏まえながら、以下に記載された項目順で記載し作成すること。

#### 《提案書記載項目》

##### 項目1：基本事項

- ・会社の概要

##### 項目2：マッチングの提案

- ・提案のポイントや自社の強み
- ・寄附受入までの流れ
- ・寄附見込企業へのアプローチ方法や発注者とのマッチング方法 など

##### 項目3：セキュリティ体制

- ・個人情報の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制 など

##### 項目4：サポート体制

- ・寄附見込企業からの各種問合せ・苦情等に対する対応 など

##### 項目5：類似業務受託実績

- ・他自治体における受託実績及び寄附件数・金額 など

##### 項目6：スケジュール

- ・業務開始に向けたスケジュールの提示

##### 項目7：その他（自由提案）

- ・その他PRポイント など

(2) 提出期間 令和5年5月12日（金）午後5時必着

(3) 提出先 〒350-0493

埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

毛呂山町 まちづくり整備課 スマートシティ推進係

(4) 留意点 ①提出された書類は返却しないものとする。

②提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

## 10 質疑・応答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出方法 「質問書（様式5）」により電子メール又はFAXにて提出すること。

※メール件名に「企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロボ  
質問、送信年月日（西暦8桁）、事業者名」を入力し、添付の1ファイ  
ルにまとめて提出すること。電子メール又は FAX にて質問書を送付し  
た後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

- (2) 提出期限 令和5年4月21日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 毛呂山町 まちづくり整備課 スマートシティ推進係
- (4) 回収方法 質問への回答は、毛呂山町ホームページへ令和5年4月28日（金）午  
後に掲載する。ただし、本業務への受託候補者の決定において、公平性  
を保てないと判断される質問には、回答や公表をしない場合もある。

### 1.1 選定及び結果の通知

提出された書類について、毛呂山町企業版ふるさと納税マッチング支援業務事業  
者選定委員会（以下「委員会」という。）において内容を審査・評価を行い、評価者  
の合計得点が70点以上（100点満点の7割）の提案者を契約候補者として選定す  
る。なお、審査はすべて非公開とする。

審査結果は、全ての提案者に対し、電子メール及び文書により通知する。なお、選  
考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する事項についての質問、説明請  
求及び意見等は、受け付けないものとする。

#### 【審査基準】

| 評価項目   | 配点  |
|--|-----|
| 寄附見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ現実性のあるものとなっているか。                          | 20点 |
| PRや地方創生事業の企画助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がなされているか。                    | 20点 |
| 提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当か。   | 20点 |
| 制度及び業務の目的を理解し、業務適正かつ確実に実施するための体制や個人情報の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制が整っているか。 | 10点 |
| 自治体や企業における類似業務の受注実績があるか。   | 10点 |
| 見積金額が適切かつ費用対効果が見込める金額であるか。                                       | 20点 |

選定の結果については、令和5年5月26日（金）（予定）に参加者に対して文書で  
通知する。

## 1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において、失格となった参加者が受託候補者に選定されているとき、発注者は、その選定を取り消しする。

- (1) 参加資格を満たさないことが分かったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

## 1 3 契約締結

受託候補者との契約内容に関する協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。その際、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 1 4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。  
急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を毛呂山町に請求することは出来ない。
- (3) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された書類を含む。）は、毛呂山町情報公開条例（平成12年条例第7号）に基づき、開示する場合がある。
- (4) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。

## 1 5 問い合わせ先

毛呂山町まちづくり整備課 スマートシティ推進係

住所：〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電話：049-295-2112

FAX：094-295-0771

Mail：mati@town.moroyama.lg.jp